

議 答 申 個 第 5 号

平成13年12月19日

生駒市水道事業管理者 藤 井 清 司 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下 村 敏 博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成13年11月22日付け生水第432号で諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第10条の規定により、審議会の意見を聴くこととされている事項

〔内容〕

水道料金等の金融機関等での口座振替の運用に当たり、生駒市水道局の電子計算機と金融機関等の電子計算機を結合することについて

答 申

| | |
|----------------|--|
| <p>審 議 案 件</p> | <p>水道料金等の金融機関等での口座振替の運用に当たり、生駒市水道局の電子計算機と金融機関等の電子計算機を結合することについて</p> |
| <p>審議会の意見</p> | <p>適当なものと認める。 なお、システムの運用に当たっては、個人情報漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最新かつ最善のセキュリティ対策を講じられることを申し添える。</p> |
| <p>審 議 内 容</p> | <p>本件は、水道料金等の口座振替データの授受に当たり、当該データを記録した磁気テープを担当職員等が各金融機関等に配送している現状の方法を、通信回線により送受信する方法に改善するため、生駒市水道局の電子計算機と金融機関等の電子計算機を通信回線を用いて結合することについて条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。 本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（ID番号・パスワードの設定、水道局の電子計算機がオフィスコンピュータであること、データの送受信が水道局側からのアクセスによってのみ行えること、そのアクセスは不定期であり、かつ、通信が短時間であること等）、結合をすることによる事務処理の安全性、効率性などについて、慎重に審議した結果、本件による電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> |
| <p>結 合 先</p> | <p>南都銀行事務センター及び郵政事業庁</p> |
| <p>審 議 日</p> | <p>平成13年12月6日</p> |
| <p>所 管 課</p> | <p>水道局 総務課</p> |